

島根県認可外保育施設指導監督実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県が実施する認可外保育施設への指導監督について、島根県認可外保育施設指導監督実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査対象施設の選定)

第2条 通常の立入調査の対象施設については、要綱第11条に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 新規に「認可外保育施設設置届」の提出があった場合は、受理後1月以内を目途に立入調査を行う。
- (2) 新規に開設した施設を把握した場合は、把握した時点であるべく早期に立入調査を行う。

(立入調査の実施計画)

第3条 要綱第13条第2項に定める立入調査の実施計画については、県が毎年度作成する「社会福祉法人等指導監査実施計画」に盛り込むこととし、調査対象施設及び実施時期等については、別に定める。

(立入調査の実施機関)

第4条 立入調査は、島根県東部（隠岐を含む。）に所在する施設に対しては、島根県健康福祉部子ども・子育て支援課が実施し、島根県西部（大田市以西）に所在する施設に対しては、地域福祉課石見指導監査室が実施する。

(立入調査における留意事項)

第5条 立入調査を行う職員は、調査の手順及び分担を予め協議して、調査を効率的に行い、施設側の負担軽減に努めるものとする。

- 2 立入調査に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」及び「評価基準」に依るほか、別に定める「チェックリスト」を活用する。

(社会福祉法人等指導監査連絡会議への報告)

第6条 認可外保育施設の指導監督に関する重要な事案等については、島根県健康福祉部内に設置する「社会福祉法人等指導監査連絡会議」へ報告し、審議を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。